

障害状態確認届

年 月 日提出期限

年 月 日提出

※提出期限は年金事務所等に確認してください。

- 誕生月までの間に医療機関を受診し、医師または歯科医師に診断書の記載を依頼してください。
- 提出期限までに、日本年金機構に到着するように提出してください。
《提出先》〒162-8799 日本郵便株式会社 牛込郵便局 私書箱145号
日本年金機構
- 提出期限までに診断書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まる場合があります。
- 提出期限を過ぎてからご提出いただく場合には、提出期限までにお近くの年金事務所へお問い合わせください。

《これ以降は医師に記入していただき、切り離さないで提出してください。》

国民年金・厚生年金保険・共済年金

診断書 (精神の障害用)

様式第120号の4

フリガナ ① 氏名 (生年月日)	ガナ 明・大・昭・平	性別 男・女	② 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇		
③ 傷病名	ICD-10コード() 診療回数 年間 回、月平均 回				
④ 最近一年間の治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項					
⑤ これまでの発育・養育歴等(出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴をできるだけ詳しく記入してください。)	ア 発育・養育歴	イ 教育歴 乳児期 不就学・就学猶予 小学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高校(普通学級・特別支援学校) その他	ウ 職歴		
エ 治療歴(最近5年間の治療歴を記入してください。書ききれない場合は⑨「備考」欄に記入してください。同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)					
医療機関名	治療期間 年 月 ~ 年 月	入院・外来 入院・外来	病名	主な療法	転帰(軽快・悪化・不変)
⑥ 障害の状態(年 月 日現症) ※現症の日は、誕生月までの間に本人が診断を受けた日で、記入してください。					
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)			イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。		
(前回の診断書の記載時との比較(前回の診断書を作成している場合は記入してください。)) 1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明 I 抑うつ状態 1 思考・運動制止 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 自殺企図 5 希死念慮 6 その他 () II そう状態 1 行為心迫 2 多弁・多動 3 気分(感情)の異常な高揚・刺激性 4 観念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想 7 その他 () III 幻覚妄想状態等 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しい奇異な行為 6 その他 () IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減裂思考 5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他 () V 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 () VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他 () ・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ (A・B・C・D) 2 てんかん発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回 程度) VII 知能障害等 1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 3 高次脳機能障害 ア 失行 イ 失認 ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 遂行機能障害 カ 社会的行動障害 4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他() 5 その他() VIII 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他 () IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他症状等 () X 乱用、依存等(薬物等名: 1 乱用 2 依存 XI その他()					

○裏面の「記入上の注意」をよく読んで記入してください。
○本人の障害の程度及び状態に無関係な欄は、記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

(お願い) 赤字の欄は、記入もれがないように記入してください。

※ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 医療専門役印 認定医員印 診断書 7
継続 増改 減改 停止 永固 五有 四有 三有 二有 一有 未固

年金証書の基礎年金番号・年金コード 生年月日 診 上外 等級 傷病名 差引 有固 氏 名 受発年月 差止年月 経

コード番号 34 35

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況</p> <p>(ア) 現在の生活環境(該当するものを○で囲んでください。)</p> <p>入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他() (施設名)</p> <p>同居者の有無 (有 ・ 無)</p> <p>(イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。)</p> <p>2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。)</p> <p>(判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)</p> <p>(1)適切な食事一配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。</p> <p><input type="checkbox"/>できる <input type="checkbox"/>自発的にできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/>自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる <input type="checkbox"/>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(2)身の清潔保持一洗面、洗髪、入浴などの身体の衛生保持や着替えなどができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。</p> <p><input type="checkbox"/>できる <input type="checkbox"/>自発的にできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/>自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる <input type="checkbox"/>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(3)金銭管理と買い物一金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。</p> <p><input type="checkbox"/>できる <input type="checkbox"/>おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/>助言や指導があればできる <input type="checkbox"/>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(4)通院と服薬 (要 ・ 不要) 一定期的に通院や服薬を行い、病状などを主治医に伝えることができるなど。</p> <p><input type="checkbox"/>できる <input type="checkbox"/>おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/>助言や指導があればできる <input type="checkbox"/>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(5)他人との意思伝達及び対人関係一他人の話聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。</p> <p><input type="checkbox"/>できる <input type="checkbox"/>おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/>助言や指導があればできる <input type="checkbox"/>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(6)身の安全保持及び危機対応一事故などの危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。</p> <p><input type="checkbox"/>できる <input type="checkbox"/>おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/>助言や指導があればできる <input type="checkbox"/>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(7)社会性一銀行での金銭の出し入れや公共施設などの利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。</p> <p><input type="checkbox"/>できる <input type="checkbox"/>おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/>助言や指導があればできる <input type="checkbox"/>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p>	<p>3 日常生活能力の程度(該当するものを○で囲んでください。)</p> <p>※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してください。</p> <p>【精神障害】</p> <p>(1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切にできないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。)</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院などの外出には、付き添いが必要な場合など。)</p> <p>【知的障害】</p> <p>(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度。)</p> <p>(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言があれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度。)</p> <p>(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度。)</p> <p>(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人でできない程度。)</p>
<p>エ 現症時の就労状況</p> <p>○勤務先 ・ 一般企業 ・ 就労支援施設 ・ その他()</p> <p>○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他()</p> <p>○勤続年数(年 ヶ月) ○仕事の頻度(週に・月に()日)</p> <p>○ひと月の給与(円程度)</p> <p>○仕事の内容</p> <p>○職場での援助の状況や意思疎通の状況</p>	<p>オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)</p> <p>カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。)</p> <p>キ 福祉サービスの利用状況(障害者総合支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、居宅介護、その他障害福祉サービス等)</p>
<p>⑦ 現症時の日常生活能力及び労働能力(必ず記入してください。)</p>	
<p>⑧ 予 後(必ず記入してください。)</p>	
<p>⑨ 備 考</p>	
<p>上記のとおり、診断します。 年 月 日</p> <p>診療担当科名</p> <p>病院又は診療所の名称 医師氏名</p> <p>所在地</p>	

記入上の注意

- 障害状態確認届と診断書を切りはなした場合には、必ず障害状態確認届と診断書をいっしょに提出してください。
- ※印欄には、記入しないでください。
- ③欄には、障害の原因となった傷病名を記入のうえ、受給権者となった後に発生した傷病名は、⑨欄にそれぞれ区分して記入してください。なお、③欄に神経症圏(ICD-10コードが「F4」)の傷病名を記入した場合で、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」または「気分(感情)障害」の病態を示しているときは、「⑨備考」欄にその旨と、示している病態のICD-10コードを記入してください。
- この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医または精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。
- 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)
 - 現在の病状又は状態像の「前回の診断書の記載時との比較」については、前回の診断書を作成している場合は記入してください。
 - 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)と検査日を⑥の欄の「カ 臨床検査」欄に必ず記入してください。
 - てんかんの発作回数は、過去2年間の状態あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態を記入してください。また、てんかんの発作の欄は、下記の発作のタイプを参考にしてA～Dを○で囲んでください。
A: 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
B: 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
C: 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
D: 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- 高次脳機能障害により失語障害があるときは、「言語機能の障害用」の診断書が必要になります。
- 診断書の記載要領を日本年金機構のホームページに掲載していますのでご参照ください。また、日本年金機構のホームページに掲載しているExcel形式の診断書様式を使用いただくこともできます。

